

◇深澤 均 君

○議長（高橋 猛君） 最初に、7番、深澤 均君の一般質問を許可いたします。深澤 均君、登壇願います。

（7番 深澤 均君 登壇）

○7番（深澤 均君） おはようございます。任期中最後の質問になりましたけれども、よろしくお願いをいたします。

それでは、通告に従って質問をさせていただきます。

第1問目は7月豪雨の対応と、その後の検証についてであります。

7月22日・23日にかけて県南部を中心に記録的な豪雨に見舞われました。美郷町では浸水や冠水が発生し、被害に遭われた皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

先般、この豪雨災害について災害発生からの対応経緯や被害状況などの報告が町と議会との意見交換という形で行われましたが、この貴重な体験を町民とともに共有すべきと考え、質問をいたします。

1として、大雨の予報や豪雨災害に町・職員はどのように対応し、行動したのか。また、町消防団の活躍や自主防災組織の活動についてお伺いいたします。

2として、災害対応において今後検討すべき点についても、いま一度お伺いをいたします。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。

町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） おはようございます。

ただいまのご質問にお答えいたします。

7月22日からの大雨災害に関する町の対応についてですが、前日の21日金曜日の午前及び午後の2回秋田地方気象台より大雨等に関する情報提供があり、午後2時40分週末の気象状況によっては災害対応の可能性があり得ることを全職員に対し、メールで周知しました。22日の午前9時から11時ころにかけて県北地域の各市町村に「大雨警報」が発令され、正午過ぎには近隣市にも「大雨警報」が発令されたことから、午後1時30分に総務課及び住民生活課職員が役場庁舎に参集し、気象情報等の収集に当たりました。その後、午後3時過ぎに気象庁が提供する土砂災害警戒判定メッシュ情報が当町の一部地域において「警戒が必要」なレベルを表示したため、午後3時30分に災害警戒部を設置し、直ちに管理職等の災害警戒部員を招集し、今後の対応策等を協議しました。午後4時3分に「大雨警報」に加え「土砂災害警戒情報」が発令され、あわせて土砂

災害警戒判定メッシュ情報が「非常に危険」なレベルに変わったため、災害警戒部を災害対策本部に切りかえ、全職員を招集し、一時避難所の開設等の災害対応に当たることを指示しました。

その後、午後4時40分に一時避難所の受け入れ準備が整ったため六郷東根・金沢及び飯詰地区の山沿いの土砂災害警戒区域と同特別警戒地域内の住民90世帯317人に対し「避難勧告」を発令し、防災行政無線と緊急告知FMラジオによる情報発信、対象の世帯には町職員が直接電話連絡するとともに広報車を巡回させ、避難を呼びかけました。さらに、午後5時10分に土砂災害警戒判定メッシュ情報が「極めて危険」なレベルに変わったため、避難勧告対象世帯のうち、金沢及び飯詰地区に発令していた「避難勧告」を「避難指示」に切りかえました。

また、災害初期の段階から冠水等が発生したことにより国道や県道の一部が通行どめになった影響で町道に迂回する車がふえたことから交差点等に職員を配置し、交通誘導に当たりました。

夜になり、大雨の影響で横手川の水位が上昇し、氾濫の危険があると判断されたため、午後10時15分に金沢西根地区の横手川沿いの住民310世帯1,022人に対し「避難準備情報」を発令し、防災行政無線と緊急告知FMラジオによる情報発信、対象行政区の行政協力員に電話連絡して行政区内への周知を依頼するとともに広報車を巡回させるなどの対応に当たりました。

翌23日夕方には「土砂災害警戒情報」が解除され、横手川の水位も低下傾向にあったため、午後6時15分に「避難指示」等を全て解除し、災害対策本部を災害警戒部を切りかえ、翌24日の午後3時30分には災害警戒部を解散しております。

なお、避難指示等により一時避難所に避難していた方は南ふれあい館が74世帯179人、中央ふれあい館が6世帯16人、福祉避難所として開設した宿泊交流館ワクアスに3世帯7人で、合計83世帯202人となっております。

次に、町消防団の行動についてですが、初動時から団長及び副団長が本部員として災害対応の指揮をとり、水害に対しては土のう積み工法で対応するよう各分団に対し、指示を出しています。災害対応は2日間で団員延べ185人が出動し、降雨が集中した仙南地区への対応については、指示が的確に伝わるよう当該地区を担当する第7・第8・第9分団長が団長のもとに集合し、本部へ寄せられる情報をもとに各分団に対し、指示が適時・的確に伝達できる体制としました。

活動内容としては、第7・第8分団が土のうの製作と運搬、第9分団が必要箇所への土のう積みと役割を分担して行いました。また、夜半以降町内河川の水位が上昇したことから矢島川を第2分団、六郷西部を第4分団、横手川を第9分団がそれぞれ水害警戒活動に当たりました。

次に、自主防災組織の活動についてですが、横手川の増水による内水氾濫の危険があった金沢西根地区の2組織において、集落内で避難の呼びかけが行われたほか、六郷地区では土のう積み

作業と地域の見守りを各1組織で実施、千畑地区では防災備品の確認作業と地域の見守りを各1組織で実施されたことを確認しております。

次に、今回の災害対応について今後検討すべき点についてです。住民の方々からもご意見やご要望をいただいておりますが、次の点が検討を要すると認識しております。

1つ目は避難指示等の避難情報の発信に関してです。

テレビ等で報道された避難情報が金沢や飯詰などの大字単位となっており、自分の住んでいる地域が対象となっているかわからず不安との声がありましたが、私どもも災害対応中に、その点を感じておりました。このことについては、現在使用している県の情報システムが大字単位となっているため、今後システムの設定変更が可能かを含め県と協議・検討していくとともに、町が行う防災行政無線等の内容については、できる限り行政区を特定するよう、わかりやすい情報発信に努めてまいります。

さらに、緊急告知FMラジオによる情報発信ですが、放送依頼から実際の放送まで最大40分ほどのタイムラグが生じました。望ましい姿はこちらの依頼に対してできる限りリアルタイムに近い時間で放送してもらうことですので、今回の状況を踏まえ、8月10日株式会社エフエム秋田に対し、改善を申し入れました。今後双方の連絡態勢を強化し、運用の改善について協議を進めていくことで合意しております。

2つ目は災害情報の発信手段の多様化についてです。

これまでは防災行政無線及び緊急告知FMラジオ、そしてテレビ局を通じた情報発信でしたが、各種メールやSNS等で発信してほしいとの声もありました。確かに携帯電話の保有状況を踏まえますとそうした情報発信も必要と認識し、今後はエリアメールを配信するとともに希望者登録制のメール配信について検討してまいります。さらに、町ホームページ等においても最新情報をリアルタイムに近い形で発信していくよう態勢強化を検討してまいります。

3つ目は浸水被害に対する行政対応についてです。

浸水した家屋については、衛生環境について一定の対応が必要ですが、その時点ではその助成制度がありませんでした。そのため、対応策として住宅浸水及び浄化槽への雨水流入に伴う溢水に対して早急に助成策を検討し、予算を専決処分させていただき対応しましたが、こうした被災後の即応支援策については事前に想定、ある程度その支援策を検討しておくことが必要と認識したところですので、今後検討を深めてまいりたいと考えております。

いずれ今回の経験を踏まえ、各般にわたる対応について不足を補う認識で今後、対応を検討してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（高橋 猛君） 再質問ありますか。（「ありません」の声あり）

町長。

○町長（松田知己君） ただいまの答弁で「4時20分」というところを「40分」と誤って答弁しましたが、「4時20分」が正解でありますので訂正させていただきます。

○議長（高橋 猛君） 再質問ありますか。（「はい」の声あり）7番 深澤 均君の再質問を許可いたします。

○7番（深澤 均君） 今回の水害においては、ただいま町長よりお話がありましたように役目柄とはいえ、町役場そして消防団の皆さんには大変ご苦勞をかけたなど、そういう意味で大変ご苦勞さまでしたという言葉が伝えたいと思います。また、さらに防災を高めるという意味で今改善点などもいろいろ聞いたわけですが、まさに要点をついたところかなというふうに思っておるところであります。

それで、そのほかにもちょっと私が耳に挟んだ話でありますけども、ある障害者の方がワクアスに避難させてもらって大変ありがたかったという言葉、そういう話をしてございました。その際の感想だったようですけれども、できれば障害者はふだんから転落防止柵といいますかガードっていいですか、そういうものを使っているようなので、そういう準備も今後準備してもらえるとありがたいなというような話もしてございましたので、今後の参考にさせていただければというふうに思っております。

町のほうでもいろいろ町民のほうにいろいろな話を聞いて、今の改善策などを検討してるわけですが、今回住民もさまざまな体験してる方がこのほかにもいるかと思っておりますので、今後に生かす意味でも行政座談会とかいろいろな会議等を通じて住民の皆さんに広く問いかけることも大事ではないかなというふうに思いますけれども、その点については、いかがお考えでしょうか。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。町長、自席でお願いします。

○町長（松田知己君） ただいまの再質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおりだと認識しております。

○議長（高橋 猛君） それでは、次の質問に移ります。

○7番（深澤 均君） それでは、次の質問に入ります。乗り合いタクシーを利用できない交通弱者対策についてであります。

高齢者世帯を中心に乗り合いタクシーを利用できずにいる交通弱者がふえているように思います。原因は自宅周辺の指定された乗降場所まで遠く、病気によってや足腰が弱いなど歩

行が困難な高齢者にとっては利用したいが利用できずにいる現状があります。乗り合いタクシーの利用規定上玄関先までは無理ということは理解しますが、このように真に困っている町民が少なからずいることも現実であります。このような高齢による交通弱者が社会参加や生活の質の低下を招かぬよう高齢者福祉の面などから何らかの対策を講じ、支援の手を差し伸べることができないか、お考えを伺います。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、乗り合いタクシーですが、民間の交通事業を補完する取り組みであり、玄関から目的地までの移動を希望される方については、原則的には通常のタクシー利用等をご検討いただきたいと存じます。

また、一人でタクシーの乗りおりが難しく、タクシー運転手による乗車支援で対応できない状況の方には介護保険における介護認定が前提ですが、必要に応じてヘルパー同行による買い物支援や通院支援等のサービスを受けることが可能で、その料金は所得要件があるものの原則1割負担で利用することが可能となっております。また、要介護度1以上と認定された方については、乗降介助員によるサービス、いわゆる介護タクシーも利用可能となっております。

さらに、今年度からスタートした総合事業では、これまでの認定区分に加え、要介護申請を必要とせずに判定される事業対象者区分が追加されたことにより、ただいま説明したサービスが、より使いやすいように改善されてるところです。

と申しましても全ての外出目的に、この制度が対応できるものではありませんので、その点をご理解をお願いいたします。

また、介護保険以外のサービスでは、前にも答弁したことありますが、おたすけマン事業として町社会福祉協議会が有償で日常生活のちょっとした困り事への手伝いを行っており、その中には買い物代行や診察受け付けなども含まれておりますので、この制度活用もご検討していただきたいと存じます。

交通弱者の社会参加機会の減少や生活の質の低下を生じないようにのご質問ですが、閉じこもり予防のための訪問活動や週一回ではありますが、送迎付きのデイサービスの実施、見守り活動とあわせた週2回の弁当配布などのサービスも実施しており、交通支援のみならず高齢者のQOL、クオリティ・オブ・ライフ低下を招かないためのサービスを総合的に実

施してるところです。

なお、今後高齢者世帯の割合が増加していくことが予想されるなか、交通弱者に対する対策の充実も求められるものと存じます。そのため、町では高齢者の生活支援態勢を整備するための検討会を昨年度から立ち上げ、町社会福祉協議会やシルバー人材センターなどのほか町内スーパーや地域サロンの代表なども交え、見守り支援・交通支援などのあり方について協議をしているところです。また、今年度中に策定予定の第7期介護保険事業計画並びに町高齢者福祉計画策定に当たり、交通に関するニーズも含む町民アンケートを実施しており、今後社会環境の変化等を見据えた上で検討会の意見や調査結果などを踏まえ、対応等について検討してまいりたいと考えてるところです。

いずれ高齢者における交通弱者の支援については、QOLの低下を招かないことを目的に家庭における生活支援とともに外出支援についても多用な外出目的があることを認識し、さらには身体状況や家族構成などを勘案しながら適切な支援のありようを検討してまいりたいと存じますので、ご理解をお願いいたします。以上です。

○議長（高橋 猛君） 再質問ありますか。（「ありません」の声あり）

これで7番、深澤 均君の一般質問を終わります。